



福岡県森林環境税を活用した事業の概要



① 荒廃した森林の再生

森林は、水源かん養や土砂災害防止など、様々な公益的機能を有しています。

この公益的機能が十分に発揮できる緑豊かな森林を次世代に引き継ぐため、荒廃した森林を再生する「荒廃森林再生事業」や、松くい虫被害木の伐倒駆除を実施する市町への支援を行う「松くい虫被害対策強化事業」を実施しました。

① 荒廃森林再生事業

(1) 事業の目的

県内の荒廃した森林※を再生し、森林の有する公益的機能を回復させ、これを持続的に発揮できる緑豊かな森林として次世代へ引き継ぐもの。

※荒廃した森林：下層植生がほとんどない、もしくは表土が流出したことにより、森林の有する公益的機能が低下している人工林や、伐採後、植栽されずに放置され、植栽によらなければ更新が困難と見込まれる森林

(2) 事業の内容

《荒廃森林調査》

長期間手入れがなされていない森林の中から荒廃森林を特定する調査

《荒廃森林再生》

- 森 林 の 整 備：長期間放置され、荒廃したスギやヒノキの人工林に対する間伐、枝落し、除伐、作業路の開設
- 森 林 の 造 成：伐採後植林されず放置された林地に対する広葉樹の植栽、下刈、作業路の開設
- 荒廃森林の公的取得：森林の機能を高度に発揮させる必要があり、やむを得ず公的管理が必要な荒廃森林の取得

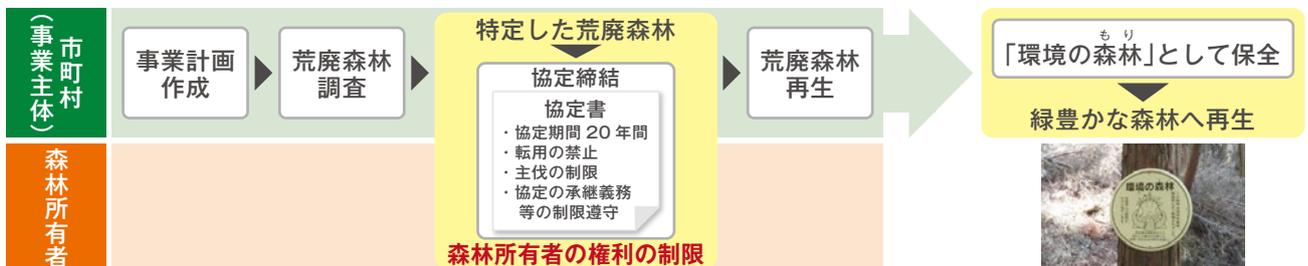
(3) 事業主体

市町村

(4) 交付率

10/10

(5) 事業の仕組み(流れ)



- 事業計画作成：事業主体である市町村が毎年度の事業計画を作成
- 荒廃森林調査：長期間手入れがなされていない森林を対象に下層植生や表土流出の状況を現地調査し、荒廃森林を特定
- 協 定 締 結：特定した荒廃森林について、市町村と森林所有者の間で、事業実施に関する協定を締結
- 荒廃森林再生：協定が締結された荒廃森林について、間伐等の事業を実施。整備後は「環境の森林」として保全

2 松くい虫被害対策強化事業

(1) 事業の目的

松くい虫被害木の伐倒駆除を実施する市町への支援を行い、被害を沈静化するもの。

(2) 事業の内容

海岸防風林における保全すべき松林（森林病虫害等防除法第7条の5及び第7条の10）において、感染源となる被害木の伐倒駆除に対する支援。

(3) 事業主体

市町

(4) 交付率

市町負担額の70～90%

① カミキリ羽化脱出

マツノマダラカミキリの蛹は春から初夏にかけて成虫になり、やがてマツから飛び出します。カミキリが成虫になって脱出するまでの間に線虫がカミキリの体に移ります。



マツノマダラカミキリ
(成虫)

⑤ 材内で幼虫越冬

卵からふ化したカミキリの幼虫は、夏の終わりから秋の間、樹皮の下で柔らかい皮を食べながら成長し、やがて材に深く穴をあけて、その中で越冬後、蛹になります。



マツノマダラカミキリ
(幼虫)



② 線虫侵入

カミキリは5月から7月ごろにかけて健康なマツからマツへと飛びまわり、若い枝の樹皮を食べます。このとき、カミキリの体の中にある線虫が、かみ傷からマツの中に入ります。



マツノザイセンチュウ

③ マツ枯れ

線虫はマツを急激に弱らせ、枯らしてしまいます。



マツ枯れの様子

④ カミキリ産卵

カミキリは線虫によって弱ったマツの樹皮にかみ傷をつくり、そこに産卵管を差し込んで卵を産みつけます。産卵は夏に行われます。弱ったマツが増えれば、カミキリが産卵できる木も増えていきます。

② 県民参加の森林づくりの推進

森林の有する公益的機能の恩恵は、全ての県民が受けており、広く県民が協力して森林を保全していく必要があります。

この森林を「県民共有の財産」として社会全体で守り育てる気運の向上を図るため、県民参加による森林づくりの活動を支援する「森林づくり活動公募事業」や、県民に森林の働きや大切さ、福岡県森林環境税による事業の実績等の情報を発信する「情報発信事業」を実施しました。

① 森林づくり活動公募事業

(1) 事業の目的

森林を県民共有の財産として社会全体で守り育てる気運の向上を図るもの。

(2) 事業の内容

NPOやボランティア団体等が企画立案して行う、以下の森林づくり活動を支援。

- 森林の整備・保全：植栽、下刈、間伐等
- 里山の保全：里山林の保全、活用等
- 森林環境教育：森林環境学習等
- その他：上記以外で、森林環境の保全や森林を守り育てる気運を高めるために有効な活動

(3) 事業主体

NPO、ボランティア団体等

(4) 交付率

10/10 以内

② 情報発信事業

(1) 事業の目的

県民の森林に関する理解を深め、森林に親しむ機会を増やすとともに、福岡県森林環境税による事業の透明性を確保するもの。

(2) 事業の内容

- 森林に関する普及啓発：森林に関する情報発信、イベント等の開催
- 事業の公表と啓発：事業の実績等の公表
- 事業評価委員会の開催：事業の実績評価や提言等

(3) 事業主体

県

福岡県森林環境税を 活用した事業の イメージ

もり 森林づくり活動 公募事業

- ボランティア団体による植樹活動

荒廃森林再生事業

- 森林の整備(間伐・枝落とし等)
- 森林の造成(植栽)

松くい虫被害対策 強化事業

- 被害木の伐倒駆除

情報発信事業

- 森林環境教育
- 安全講習会

森林の役割

水源かん養

土壌が雨水を蓄えることで、洪水や渇水を緩和します。また、雨水が土を通り抜けることで、水質が浄化されます。



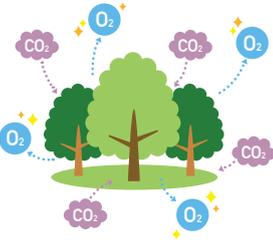
災害防止

下草や低木、落ち葉などが雨水による地表の浸食を防ぎ、木の根が土砂の崩壊を防ぎます。



環境保全

二酸化炭素の吸収による地球温暖化の防止や蒸発散作用による温度調節など、地球の環境を整えます。



快適環境形成

ヒートアイランド現象を緩和したり、防風や防音のほか、空気中の汚れを吸着したりします。



レクリエーション

人々に安らぎや豊かさを与えたり、健康の増進や行楽、スポーツの場所を提供します。



生物多様性保全

様々な野生生物や植物などが互いにつながり、ともに生きる場所を提供します。



文化・景観

森や緑の美しさが、行楽や芸術の対象となり、人々に感動を与えます。また、都市の景観に潤いをもたらします。

